

## 市第17号議案

首都高速道路株式会社が高速道路事業の許可事項を変更  
することについての同意

首都高速道路株式会社から、同株式会社が行う高速道路事業について道路整備特別措置法第3条第1項の規定に基づき国土交通大臣の許可を受けた事項の一部を変更するため国土交通大臣に許可申請するのに際し、同条第7項において準用する同条第3項の規定により同意を求められたので、これに同意する。

令和3年5月21日提出

横浜市長 林 文子

### 第1 申請の対象となる高速道路の路線名

- 1 神奈川県道高速横浜羽田空港（中区本牧ふ頭から鶴見区寛政町まで）
- 2 神奈川県道高速湾岸（金沢区並木三丁目から鶴見区扇島まで）
- 3 横浜市道高速1号線
- 4 横浜市道高速2号線
- 5 横浜市道高速湾岸線
- 6 横浜市道高速横浜環状北線
- 7 横浜市道高速横浜環状北西線

### 第2 変更内容

料金の額及びその徴収期間の一部を次のように改める。

1(2)ア(注)2中「以下同じ。)以外の自動車をいう。」を「以下同じ。)及びETC車以外の自動車であって、ETC専用施設(道路整備特別措置法施行規則(昭和31年建設省令第18号)第

13条第 2 項第 3 号に規定する E T C 専用施設をいう。以下同じ。  
) のみが設置された出入口等に進入し通行する自動車以外の自動車  
をいう。」に改める。

2 (1) 及び(2)以外の部分中「(道路整備特別措置法施行規則(昭和31年建設省令第18号)第13条第 2 項第 3 号に規定する E T C 専用施設をいう。以下同じ。)」を削り、「入口等」を「出入口等」に改め、2 (1) 中「次表 a」を「別添 2」に、「入口等」を「出入口等」に改め、「令和 2 年 2 月 27 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間は次表(a)のとおりとし、それ以降当分の間は、」を削り、「次表(b)のとおりとする。」を「次表(a)のとおりとする。ただし、別添 3 に掲げる E T C 専用施設のみが設置された出入口等に E T C 車以外が進入した場合においては、当該出入口等から退出できずにやむを得ず首都高速道路を通行せざるを得ない場合の料金の額は上記の定めは適用せず、1 回の通行につき 1 台当たり、同表に掲げる距離を料金距離とした場合の額とする。

なお、ただし書において、同表に掲げる料金距離が 4.2 キロメートル以下となる場合の料金の額については、1 回の通行につき 1 台当たり、次表(b)の区分に応じた額とする。」に、

「

|    |
|----|
| a  |
| 馬場 |

表(a)

(単位：円)

| 車種区分  | 料金の額       |
|-------|------------|
| 軽自動車等 | 993.0912   |
| 普通車   | 1,203.8640 |
| 中型車   | 1,277.6345 |
| 大型車   | 1,888.8756 |
| 特大車   | 2,405.2690 |

表(b)

(単位：円)

| 車種区分  | 料金の額       |
|-------|------------|
| 軽自動車等 | 993.0912   |
| 普通車   | 1,203.8640 |
| 中型車   | 1,414.6368 |
| 大型車   | 1,888.8756 |
| 特大車   | 3,048.1260 |

ただし、横浜市道高速横浜環状北西線及び中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道本線を連続して通行する場合には料金の額は上記の定めは適用せず、1回の通行につき1台当たり、令和2年3月22日から令和3年3月31日までの間は次表(c)のとおりとし、それ以降当分の間は、次表(d)のとおりとする。

なお、ただし書において、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道横浜青葉インターチェンジを流出し、首都高速道路株式会社（以下「会社」という

。) が別に定める時間内に当該インターチェンジで再流入した場合は、連続して通行したものとみなす。

表(c)

( 単 位 : 円 )

| 車種区分  | 料金の額       |
|-------|------------|
| 軽自動車等 | 1,340.2464 |
| 普通車   | 1,637.8080 |
| 中型車   | 1,741.9546 |
| 大型車   | 2,604.8832 |
| 特大車   | 3,333.9091 |

表(d)

( 単 位 : 円 )

| 車種区分  | 料金の額       |
|-------|------------|
| 軽自動車等 | 1,340.2464 |
| 普通車   | 1,637.8080 |
| 中型車   | 1,935.3696 |
| 大型車   | 2,604.8832 |
| 特大車   | 4,241.4720 |

」

を

「表(a)

( 単 位 : 円 )

| 車種区分  | 料金の額     |
|-------|----------|
| 軽自動車等 | 1,448.88 |
| 普通車   | 1,773.60 |
| 中型車   | 2,098.32 |
| 大型車   | 2,828.94 |
| 特大車   | 4,614.90 |

表(b)

(単位：円)

| 車種区分  | 料金の額     |
|-------|----------|
| 軽自動車等 | 251.5488 |
| 普通車   | 276.9360 |
| 中型車   | 302.3232 |
| 大型車   | 359.4444 |
| 特大車   | 499.0740 |

(注) 別添 2 又は別添 3 に掲げる出入口等を ETC 専用施設のみが設置された出入口等に変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。」

に改め、2 に次のように加える。

### (3) 特例措置

記 4 (1)イの割引適用要件に該当する自動車の場合においては、首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める日までの間は、記(2)に定める料金の額に対して、記 4 (1)イに定める割引を適用した額を料金の額とする。

3 (1)を削り、3 (2)中「及び3 (1)」を削り、「平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間は次表(b)の区分に応じた額とし、それ以降当分の間は、次表(c)」を「次表」に、

「表(b)

| 料金距離     | 料金の額      |           |           |           |           |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|          | 軽自動車等     | 普通車       | 中型車       | 大型車       | 特大車       |
| 4.2km 以下 | 251.5488円 | 276.9360円 | 285.8215円 | 359.4444円 | 421.6430円 |

表(c)

| 料金距離     | 料金の額      |           |           |           |           |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|          | 軽自動車等     | 普通車       | 中型車       | 大型車       | 特大車       |
| 4.2km 以下 | 251.5488円 | 276.9360円 | 302.3232円 | 359.4444円 | 499.0740円 |

を

「

| 料金距離     | 料金の額      |           |           |           |           |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|          | 軽自動車等     | 普通車       | 中型車       | 大型車       | 特大車       |
| 4.2km 以下 | 251.5488円 | 276.9360円 | 302.3232円 | 359.4444円 | 499.0740円 |

に改め、3 (2) (注) 1 ただし書中「表(a)、表(b)及び表(c)」を「表」に改め、3 (2) (注) 2 ただし書中「表(b)又は表(c)」を「表」に改め、3 (2)を3 (1)とし、3 (3)イ中「記(2) (注) 2」を「記(1) (注) 2」に改め、3 (3)を3 (2)とし、3 (4)中「から(3)まで」を「及び(2)」に改め、3 (4)を3 (3)とする。

4 (1)ア(i)中「35.7キロメートル超」を「55.0キロメートル超」

に、「平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間は次表(a)の区分に応じた割引後の額を適用し、それ以降当分の間は、次表(b)」を「次表」に、

「表(a)

| 料金距離     | 割引後の額     |             |             |             |             |
|----------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|          | 軽自動車等     | 普通車         | 中型車         | 大型車         | 特大車         |
| 35.7km 超 | 993.0912円 | 1,203.8640円 | 1,277.6345円 | 1,888.8756円 | 2,405.2690円 |

表(b)

| 料金距離     | 割引後の額     |             |             |             |             |
|----------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|          | 軽自動車等     | 普通車         | 中型車         | 大型車         | 特大車         |
| 35.7km 超 | 993.0912円 | 1,203.8640円 | 1,414.6368円 | 1,888.8756円 | 3,048.1260円 |

ただし、横浜市道高速横浜環状北西線及び中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道本線を連続して通行する場合（ETC車が次表 a に掲げる出入口等を通行する場合を除く。）においては上記の定めは適用せず、利用した出入口等の相互間の料金距離が1回の通行につき1台当たり、50.4キロメートル超となるときは、令和2年3月22日から令和3年3月31日までの間は次表(c)の区分に応じた割引後の額を適用し、それ以降当分の間は、次表(d)の区分に応じた割引後の額を適用する。

なお、ただし書において、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道横浜青葉インターチェンジを流出し、会社が別に定める時間内に当該インターチェ

ンジで再流入した場合は、連続して通行したものとみなす。

|                                       |
|---------------------------------------|
| a                                     |
| 一般国道 16 号（横浜横須賀道路）及び神奈川県道高速湾岸との接続部、幸浦 |

表(c)

| 料金距離     | 割引後の額       |             |             |             |             |
|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|          | 軽自動車等       | 普通車         | 中型車         | 大型車         | 特大車         |
| 50.4km 超 | 1,340.2464円 | 1,637.8080円 | 1,741.9546円 | 2,604.8832円 | 3,333.9091円 |

表(d)

| 料金距離     | 割引後の額       |             |             |             |             |
|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|          | 軽自動車等       | 普通車         | 中型車         | 大型車         | 特大車         |
| 50.4km 超 | 1,340.2464円 | 1,637.8080円 | 1,935.3696円 | 2,604.8832円 | 4,241.4720円 |

を

| 料金距離     | 割引後の額     |           |           |           |           |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|          | 軽自動車等     | 普通車       | 中型車       | 大型車       | 特大車       |
| 55.0km 超 | 1,448.88円 | 1,773.60円 | 2,098.32円 | 2,828.94円 | 4,614.90円 |

に改め、4(1)エ(i) a (a)ただし書中「平成24年1月1日」を「令和4年4月1日以降会社が別に定める日」に改め、4(1)エ(i) a (b)中「平成28年4月1日」を「令和4年4月1日以降会社が別に定める日」に改め、4(1)エ(i) a 表(b)中

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 10,000円を超え、30,000円までの部分 | 15% |
| 30,000円を超える部分           | 20% |

」

を

「

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 10,000円を超え、30,000円までの部分 | 20% |
| 30,000円を超える部分           | 25% |

」

に改め、4 (1)エ(イ) a 表(c)中「両国ジャンクション方向へ進行する」を削り、4 (1)エ(イ) a 表(e)中

「

|               |    |
|---------------|----|
| 10,000円を超える部分 | 5% |
|---------------|----|

」

を

「

|               |     |
|---------------|-----|
| 10,000円を超える部分 | 10% |
|---------------|-----|

」

に改め、4 (1)中ケを削り、クをケとし、キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 深夜割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C車のうち、午前0時から午前4時までの間に首都高速道路の最初の入口等に流入する自動車とする。

(イ) 割引率

20パーセントとする。

4 (2)アからウまで以外の部分中「及び料金上乘せ」を削り、4 (2)ア中「及び記5に定める料金上乘せ」を削り、4 (2)イ中「又は E T C 路線バス割引」を削り、4 (2)ウ中「並びに東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引及び料金上乘せ（記5に定める料金上乘せをいう。以下同じ。）」を「、E T C 路線バス割引及び深夜割引」に改め、4 (2)ウただし書中「重複適用後（」の次に「E T C 路線バス割引及び」を、「最大で」の次に「基本料金の額、特別の措置又は」を加え、4 (2)ウ(7)中「

○ … 適用あり

|    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|
|    | 環境 |    |    |    |
| 大口 | ○  | 大口 |    |    |
| 湾岸 | ○  | ○  | 湾岸 |    |
| 大会 | ○  | ○  | ○  | 大会 |

を

「

○ … 適用あり

× … 適用なし

|    |    |    |    |
|----|----|----|----|
|    | 環境 |    |    |
| 大口 | ○  | 大口 |    |
| 湾岸 | ○  | ○  | 湾岸 |

|     |   |   |   |     |    |
|-----|---|---|---|-----|----|
| 路バス | × | × | × | 路バス |    |
| 深夜  | ○ | ○ | ○ | ○   | 深夜 |

に改め、4(2)ウ(7)(注)中「「大会」」を「「路バス」、「深夜」」に、「並びに東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引及び料金上乘せ」を「、E T C路線バス割引及び深夜割引」に改め、4(2)ウ(1)中

「

| 適用の順序 | 割引及び料金上乘せの種類                               |
|-------|--|
| 1     | 上限料金の引下げに係る割引                              |
| 2     | 環境ロードプライシング割引                              |
| 3     | 都心流入・湾岸線誘導割引                               |
| 4     | 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引又は料金上乘せ |
| 5     | 大口・多頻度割引                                   |

」

を

「

| 適用の順序 | 割引の種類                 |
|-------|-----------------------|
| 1     | 上限料金の引下げに係る割引         |
| 2     | 環境ロードプライシング割引         |
| 3     | 都心流入・湾岸線誘導割引          |
| 4     | 深夜割引                  |
| 5     | E T C路線バス割引又は大口・多頻度割引 |

」

に改め、4(2)に次のように加える。

エ 環境ロードプライシング割引及び都心流入・湾岸線誘導割引の割引適用要件に該当する自動車の場合、環境ロードプライシング割引又は都心流入・湾岸線誘導割引のうち、割引額が大きくなる割引を適用する。

4(3)中「ケ」を「キ」に改める。

5を削り、6を5とし、7を6とし、6の次に次のように加える。

#### 7 実施期日

この料金の額及びその徴収期間は、令和4年3月1日以降会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。

別添2中「出入口」を「出入口等」に改める。

別添3中表の前に「・ETC専用施設のみが設置された出入口等は「ETC」と表記する。」を加える。

#### 提 案 理 由

首都高速道路株式会社から、同株式会社が行う高速道路事業の許可事項を変更することについて同意を求められたので、道路整備特別措置法第3条第7項において準用する同条第4項の規定により提案する。

**参 考****道路整備特別措置法（抜粋）**

（高速道路の新設又は改築）

第 3 条 会社は、機構と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成 16 年法律第 100 号。以下「機構法」という。）第 13 条第 1 項に規定する協定（以下単に「協定」という。）を締結したときは、高速自動車国道法（昭和 32 年法律第 79 号）第 6 条の規定、道路法第 12 条、第 15 条、第 16 条第 1 項若しくは第 2 項本文、第 17 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 88 条第 2 項の規定又は同法第 16 条第 2 項ただし書若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づき成立した協議（同法第 16 条第 4 項又は第 19 条第 4 項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、当該協定に基づき国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

2 会社は、前項の許可を受けようとするときは、協定その他国土交通省令で定める書類を添付して、当該協定の対象となる高速道路（当該高速道路について 2 以上の会社が協定を締結した場合には、当該協定に対応する高速道路の各部分）ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- (1) 高速道路の路線名
- (2) 新設又は改築に係る工事の内容
- (3) 収支予算の明細
- (4) 料金の額及びその徴収期間

3 会社は、第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、申請に係る高速道路が、道路法第13条第1項に規定する指定区間（以下「指定区間」という。）外の一般国道である場合にあっては当該高速道路の道路管理者と協議し、都道府県道又は道路法第7条第3項に規定する指定市（以下「指定市」という。）の市道である場合にあっては当該高速道路の道路管理者の同意を得なければならない。

4 前項の規定により道路管理者が協議に応じ、又は同意をしようとするときは、道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第5項省略）

6 会社は、第1項の許可を受けた後、第2項第1号、第2号（国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第4号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

7 第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。ただし、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分とこれら以外の部分とで構成されている高速道路にあっては、指定区間外の一般国道、都道府県道又は指定市の市道である部分について第2項第1号、第2号（前項の国土交通省令で定める事項に係るものを除く。）又は第4号に掲げる事項を変更しようとする場合に限る。

（第8項から第10項まで省略）

事 計 第 55 号

令 和 3 年 3 月 31 日

横 浜 市

代 表 者 横 浜 市 長 林 文 子 殿

首 都 高 速 道 路 株 式 会 社

代 表 取 締 役 社 長 宮 田 年 耕 (印)

「 都 道 首 都 高 速 1 号 線 等 に 関 する 事 業 」 の 変 更 に つ い て

( 同 意 申 請 )

標 記 に つ い て 、 道 路 整 備 特 別 措 置 法 ( 昭 和 31 年 法 律 第 7 号 ) 第 3 条 第 6 項 の 規 定 に 基 づ き 、 「 都 道 首 都 高 速 1 号 線 等 に 関 する 事 業 」 の う ち 、 貴 市 が 道 路 管 理 者 で あ る 高 速 道 路 に つ い て 、 別 添 の と お り 変 更 し た い の で 、 同 条 第 7 項 の 規 定 に お い て 準 用 す る 同 条 第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 同 意 を 求 め ま す 。

第 1 申請の対象となる高速道路の路線名

- 1 神奈川県道高速横浜羽田空港（横浜市中区本牧ふ頭から同市鶴見区寛政町まで）
- 2 神奈川県道高速湾岸（横浜市金沢区並木三丁目から同市鶴見区扇島まで）
- 3 横浜市道高速 1 号線
- 4 横浜市道高速 2 号線
- 5 横浜市道高速湾岸線
- 6 横浜市道高速横浜環状北線
- 7 横浜市道高速横浜環状北西線

第 2 変更内容

- 3 料金の額及びその徴収期間

別紙—5 の一部を次のように改める。

1 (2) ア（注）2 中「以下同じ。」以外の自動車をいう。」を「以下同じ。」及び E T C 車以外の自動車であって、E T C 専用施設〔道路整備特別措置法施行規則（昭和 31 年建設省令第 18 号）第 13 条第 2 項第 3 号に規定する E T C 専用施設をいう。以下同じ。〕のみが設置された出入口等に進入し通行する自動車以外の自動車をいう。」に改める。

2 中「〔道路整備特別措置法施行規則（昭和 31 年建設省令第 18 号）第 13 条第 2 項第 3 号に規定する E T C 専用施設をいう。以下同じ。〕」を削り、「入口等」を「出入口等」に改め、2 (1) 中「下表 a」を「別添 2」に、「令和 2 年 2 月 27 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間は下表 (a) のとおりとし、それ以降当分の間は、下表 (b)」を「下

表 (a) に改め、「下表 (a) のとおりとする。」の次に

「ただし、別添 3 に掲げる E T C 専用施設のみが設置された出入口等に E T C 車以外が進入した場合においては、当該出入口等から退出できずにやむを得ず首都高速道路を通行せざるを得ない場合の料金の額は上記の定めは適用せず、1 回の通行につき 1 台当たり、同表に掲げる距離を料金距離とした場合の額とする。

なお、ただし書きにおいて、同表に掲げる料金距離が 4.2km 以下となる場合の料金の額については、1 回の通行につき 1 台当たり、下表 (b) の区分に応じた額とする。」を加え、

「

|    |
|----|
| a  |
| 馬場 |

表 (a)

( 単 位 : 円 )

| 車種区分  | 料金の額      |
|-------|-----------|
| 軽自動車等 | 993.0912  |
| 普通車   | 1203.8640 |
| 中型車   | 1277.6345 |
| 大型車   | 1888.8756 |
| 特大車   | 2405.2690 |

表 (b)

( 単 位 : 円 )

| 車種区分 | 料金の額 |
|------|------|
|------|------|

|       |           |
|-------|-----------|
| 軽自動車等 | 993.0912  |
| 普通車   | 1203.8640 |
| 中型車   | 1414.6368 |
| 大型車   | 1888.8756 |
| 特大車   | 3048.1260 |

ただし、横浜市道高速横浜環状北西線及び中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道本線を連続して通行する場合には料金の額は上記の定めは適用せず、1回の通行につき1台当たり、令和2年3月22日から令和3年3月31日までの間は下表(c)のとおりとし、それ以降当分の間は、下表(d)のとおりとする。

なお、ただし書きにおいて、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道横浜青葉インターチェンジを流出し、首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める時間内に当該インターチェンジで再流入した場合は、連続して通行したものとみなす。

表(c)

(単位：円)

| 車種区分  | 料金の額      |
|-------|-----------|
| 軽自動車等 | 1340.2464 |
| 普通車   | 1637.8080 |
| 中型車   | 1741.9546 |
| 大型車   | 2604.8832 |

|       |           |
|-------|-----------|
| 特 大 車 | 3333.9091 |
|-------|-----------|

表 (d)

( 単 位 : 円 )

| 車種区分  | 料金の額      |
|-------|-----------|
| 軽自動車等 | 1340.2464 |
| 普通車   | 1637.8080 |
| 中型車   | 1935.3696 |
| 大型車   | 2604.8832 |
| 特大車   | 4241.4720 |

」を

「表 (a)

( 単 位 : 円 )

| 車種区分  | 料金の額    |
|-------|---------|
| 軽自動車等 | 1448.88 |
| 普通車   | 1773.60 |
| 中型車   | 2098.32 |
| 大型車   | 2828.94 |
| 特大車   | 4614.90 |

表 (b)

( 単 位 : 円 )

| 車種区分  | 料金の額     |
|-------|----------|
| 軽自動車等 | 251.5488 |

|     |          |
|-----|----------|
| 普通車 | 276.9360 |
| 中型車 | 302.3232 |
| 大型車 | 359.4444 |
| 特大車 | 499.0740 |

(注)

別添 2 又は別添 3 に掲げる出入口等を ETC 専用施設のみが設置された出入口等に変更を行う場合は、事前に国土交通大臣に届出を行うものとする。」に改め、2(2)の次に

「(3) 特例措置

記 4(1)イの割引適用要件に該当する自動車の場合においては、首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）が別に定める日までの間は、記(2)に定める料金の額に対して、記 4(1)イに定める割引を適用した額を料金の額とする。」を加える。

3 中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、3(1)中「及び 3(1)」を削り、「平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間は下表(b)の区分に応じた額とし、それ以降当分の間は、下表(c)」を「下表」に改め、

「表(b)

| 料金距離     | 料金の額       |            |            |            |            |
|----------|------------|------------|------------|------------|------------|
|          | 軽自動車等      | 普通車        | 中型車        | 大型車        | 特大車        |
| 4.2km 以下 | 251.5488 円 | 276.9360 円 | 285.8215 円 | 359.4444 円 | 421.6430 円 |

表(c)」を削り、3(1)(注)1 中「上表(a)、上表(b)及び上表(c)」を「上表」に改め、3(1)(注)2 中「上表(b)又は上表(c)」を「上表」に改め、3(2)イ中「記(2)2」を「記(1)2」に改め、3(3)中「から(3)ま

で」を「及び(2)」に改める。

4 (1) ア(イ) 中「35.7km 超」を「55.0km 超」に、「平成 28 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間は下表(a)の区分に応じた割引後の額を適用し、それ以降当分の間は、下表(b)」を「下表」に改め、

「表(a)

| 料金距離     | 割引後の額      |             |             |             |             |
|----------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|          | 軽自動車等      | 普通車         | 中型車         | 大型車         | 特大車         |
| 35.7km 超 | 993.0912 円 | 1203.8640 円 | 1277.6345 円 | 1888.8756 円 | 2405.2690 円 |

表(b)

| 料金距離     | 割引後の額      |             |             |             |             |
|----------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|          | 軽自動車等      | 普通車         | 中型車         | 大型車         | 特大車         |
| 35.7km 超 | 993.0912 円 | 1203.8640 円 | 1414.6368 円 | 1888.8756 円 | 3048.1260 円 |

ただし、横浜市道高速横浜環状北西線及び中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道本線を連続して通行する場合（ETC車が下表 a に掲げる出入口等を通行する場合を除く。）においては上記の定めは適用せず、利用した出入口等の相互間の料金距離が1回の通行につき1台当たり、50.4km 超となるときは、令和 2 年 3 月 22 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間は下表(c)の区分に応じた割引後の額を適用し、それ以降当分の間は、下表(d)の区分に応じた割引後の額を適用する。

なお、ただし書きにおいて、中日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道第一東海自動車道横浜青葉インターチェンジを流出し、会社が別に定める時間内に当該インターチェンジで再流

入した場合は、連続して通行したものとみなす。

|                                       |
|---------------------------------------|
| a                                     |
| 一般国道 16 号（横浜横須賀道路）及び神奈川県道高速湾岸との接続部、幸浦 |

表 (c)

| 料金距離     | 割引後の額       |             |             |             |             |
|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|          | 軽自動車等       | 普通車         | 中型車         | 大型車         | 特大車         |
| 50.4km 超 | 1340.2464 円 | 1637.8080 円 | 1741.9546 円 | 2604.8832 円 | 3333.9091 円 |

表 (d)

| 料金距離     | 割引後の額       |             |             |             |             |
|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|          | 軽自動車等       | 普通車         | 中型車         | 大型車         | 特大車         |
| 50.4km 超 | 1340.2464 円 | 1637.8080 円 | 1935.3696 円 | 2604.8832 円 | 4241.4720 円 |

」を

「

| 料金距離     | 割引後の額     |           |           |           |           |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
|          | 軽自動車等     | 普通車       | 中型車       | 大型車       | 特大車       |
| 55.0km 超 | 1448.88 円 | 1773.60 円 | 2098.32 円 | 2828.94 円 | 4614.90 円 |

」に改め、4 (i) エ(イ) a (a) 中「平成 24 年 1 月 1 日」を「令和 4 年 4 月 1 日以降会社が別に定める日」に改め、4 (i) エ(イ) a (b) 中「平成 28 年 4 月 1 日」を「令和 4 年 4 月 1 日以降会社が別に定める日」に改め、4 (i) エ(イ) a 表 (b) 中

「

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 10,000円を超え、30,000円までの部分 | 15% |
| 30,000円を超える部分           | 20% |

」を

「

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 10,000円を超え、30,000円までの部分 | 20% |
| 30,000円を超える部分           | 25% |

」に改め、4 (1) エ(イ) a 表(c)中「両国ジャンクション方向へ進行する」を削り、4 (1) エ(イ) a 表(e)中

「

|               |    |
|---------------|----|
| 10,000円を超える部分 | 5% |
|---------------|----|

」を

「

|               |     |
|---------------|-----|
| 10,000円を超える部分 | 10% |
|---------------|-----|

」に改め、4 (1) 中ケを削り、クをケとし、キをクとし、4 (1) カの次に

「キ 深夜割引については、次のとおりとする。

(ア) 割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、E T C車のうち、午前0時から午前4時までの間に首都高速道路の最初の入口等に流入する自動車とする。

(イ) 割引率

20%とする。」を加え、4 (2) 中「及び料金上乘せ」を削り、4 (2) ア中「及び記5に定める料金上乘せ」を削り、4 (2) イ中「又はE T C路線バス割引」を削り、4 (2) ウ中「並びに東京2020オリンピッ

ク・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引及び料金上乗せ（記 5 に定める料金上乗せをいう。以下同じ。）」を「、E T C 路線バス割引及び深夜割引」に改め、「大口・多頻度割引を除く。」の前に「E T C 路線バス割引及び」を、「上限料金の引下げに係る割引後の額」の前に「基本料金の額、特別の措置又は」を加え、  
4 (2) ウ(ア) 中

「

○ … 適用あり

|    |    |    |    |    |  |
|----|----|----|----|----|--|
|    | 環境 |    |    |    |  |
| 大口 | ○  | 大口 |    |    |  |
| 湾岸 | ○  | ○  | 湾岸 |    |  |
| 大会 | ○  | ○  | ○  | 大会 |  |

」を

「

○ … 適用あり

× … 適用なし

|     |    |    |    |     |    |
|-----|----|----|----|-----|----|
|     | 環境 |    |    |     |    |
| 大口  | ○  | 大口 |    |     |    |
| 湾岸  | ○  | ○  | 湾岸 |     |    |
| 路バス | ×  | ×  | ×  | 路バス |    |
| 深夜  | ○  | ○  | ○  | ○   | 深夜 |

」に改め、4 (2) ウ(ア) (注) 中「「大会」」を「「路バス」、「深夜」」に、「並びに東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会

ロードプライシング割引及び料金上乗せ」を「、E T C 路線バス割引及び深夜割引」に改め、4 (2) ウ (イ) 中

「

| 適用の順序 | 割引及び料金上乗せの種類                               |
|-------|--|
| 1     | 上限料金の引下げに係る割引                              |
| 2     | 環境ロードプライシング割引                              |
| 3     | 都心流入・湾岸線誘導割引                               |
| 4     | 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会ロードプライシング割引又は料金上乗せ |
| 5     | 大口・多頻度割引                                   |

」を

「

| 適用の順序 | 割引の種類                  |
|-------|------------------------|
| 1     | 上限料金の引下げに係る割引          |
| 2     | 環境ロードプライシング割引          |
| 3     | 都心流入・湾岸線誘導割引           |
| 4     | 深夜割引                   |
| 5     | E T C 路線バス割引又は大口・多頻度割引 |

」に改め、4 (2) ウの次に

「エ 環境ロードプライシング割引及び都心流入・湾岸線誘導割引の割引適用要件に該当する自動車の場合、環境ロードプライシング割引又は都心流入・湾岸線誘導割引の内、割引額が大きくなる割引を適用する。」を加え、4 (3) 中「ケ」を「キ」に改める。

5を削り、6を5とし、7を6とし、6の次に

「7 実施期日

この料金の額及びその徴収期間は、令和4年3月1日以降会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のおりとする。」を加える。

別添2中「出入口」を「出入口等」に改め、別添3に「・ETC専用施設のみが設置された出入口等は「ETC」と表記する。」を加える。

## 位置図

- 神奈川県道高速横浜羽田空港（中区本牧ふ頭から鶴見区寛政町まで）
- 神奈川県道高速湾岸（金沢区並木三丁目から鶴見区扇島まで）
- 横浜市道高速1号線
- 横浜市道高速2号線
- 横浜市道高速湾岸線
- 横浜市道高速横浜環状北線
- 横浜市道高速横浜環状北西線



